ト　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３))
　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

(A)　申請者が一般社団法人等であるときは、イ、ロ及びホに掲げる書類、ハ及びへに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

(B)　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもってニに掲げる書類並びにハ及びへに掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争(指名競争)に参加する者並びに一般社団法人等（以下「道路清掃作業参加者等」という。)については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「経営事項審査の告示」という。)第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。)を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで(道路清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争)参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数(ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。)

ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

イ　平成24年10月１日の前日までの４年間における国土交通省地方整備局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）

ロ　平成24年10月１日の前日までの４年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争)参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。)の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

⑷　審査基準日までの営業年数

７　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。

８　資格の有効期間

資格認定の日から平成27年３月31日までとする。